

2019年4月26日
商工中金

神奈川県スマートエネルギー計画を後押しする制度融資を創設 ～「かながわ分散型電源導入事業者特別ローン」～

商工中金は、各地域の地方公共団体や関係機関等と連携しながら、「地域経済の活性化」等に貢献する中小企業等を積極的にサポートしています。

商工中金（横浜支店、横浜西口支店、川崎支店、相模原営業所）は、神奈川県と連携し、「かながわ分散型電源導入事業者特別ローン」（詳細別紙）を創設し、取扱いを開始しました。

神奈川県は、再生可能エネルギー等の更なる普及拡大やエネルギー利用の効率化等に取り組むため、2014年4月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、分散型電源の普及促進に取り組んでいます。その取り組みの一環として、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備やガスコージェネレーションを設置する事業者を「神奈川県エネルギー地産地消推進事業者（愛称：かなエネサポーター）（※）」として認証する制度を開始しました。

商工中金は、神奈川県の分散型電源の導入拡大施策に呼応して、中小企業の発展と地域経済の活性化を後押しするため、このたび、神奈川県と連携して「かながわ分散型電源導入事業者特別ローン」を創設しました。

本ローンは、神奈川県エネルギー地産地消推進事業者の認証を取得、または取得を目指す中小の事業者に対し、事業の実施に必要な設備・運転資金を融資するものです。

商工中金は、持続可能な社会の実現に向けて、神奈川県をはじめとする各地域の地方公共団体や関係機関等と連携しながら、中小企業の皆さまの「SDGs（持続可能な開発目標）」に貢献する取り組みを積極的にサポートしてまいります。

（※）神奈川県エネルギー地産地消推進事業者（愛称：かなエネサポーター）認証制度

神奈川県が、分散型電源の普及を促進するため、固定買取価格制度を利用せず、自家消費を目的とする再生可能エネルギーによる発電設備等を設置し、エネルギーの地産地消に取り組む県内の企業・団体等を認証する制度。認証企業等には本制度融資の利用のほか、認証マーク利用や県ホームページにおける公表によるイメージアップなどのメリットが与えられる。

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



「かながわ分散型電源導入事業者特別ローン」の概要

	運転資金	設備資金
貸付対象	(1) 神奈川県エネルギー地産地消推進事業者の認証を受けようとする中小企業者（認証見込通知書の交付を受けたもの） (2) 神奈川県エネルギー地産地消推進事業者の認証を受けた中小企業者（認証内定通知書の交付を受けたもの）	
貸付金額	50 百万円以内	100 百万円以内
貸付期間	5 年以内（据置 2 年以内）	10 年以内（据置 2 年以内）
貸付利率	商工中金所定の利率から 0.2%優遇	長期プライムレート以上
担保・保証人	必要に応じて	
取扱期間	2019 年 4 月 26 日～2020 年 3 月 31 日	
取扱店	横浜支店、横浜西口支店、川崎支店、相模原営業所	

※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合があります。